

## 最終回 施設の類型に応じて求められる受動喫煙対策について

みなさんこんにちは！スーナです！

春は、進学や就職などで環境が変わることが多い季節だよ。今回は、健康増進法に基づく、施設の類型に応じて求められる受動喫煙対策や規制の対象とならない場所について確認しよう！



### ○ 施設の類型に応じて求められる受動喫煙対策

施設区分	対象となる施設の概要	求められる対策の概要
第一種施設	学校、病院、薬局、児童福祉施設、行政機関の庁舎など	<b>原則敷地内禁煙</b> （敷地内の屋内及び屋外での禁煙を原則とする） 例外として、敷地内の屋外に設置された特定屋外喫煙場所でのみ喫煙することができる。 また、北海道受動喫煙防止条例により、保育所、幼稚園、学校等の敷地内には喫煙場所を設置しないようにしなければならない。
第二種施設	第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設	<b>原則屋内禁煙</b> （施設の屋内での禁煙を原則とする） 例外として、法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準を満たした場所でのみ喫煙することができる。
喫煙目的施設	・たばこの対面販売をしているなどの一定の条件を満たした、喫煙をサービスの目的とする飲食店 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所	喫煙目的施設等からの、法によるたばこの煙の流出防止の技術的基準に適合させること。

喫煙が禁止されていない場所でも周囲の状況によっては、喫煙しないよう配慮しよう！

### ○ 健康増進法の規制対象とならない場所

- ・ **第一種施設の敷地内を除く屋外**
  - ・ **住居、入居施設の個室、寮の個室などプライベートな居住場所**  
（施設の多床室や寮の相部屋、共用部分などは、施設の区分に応じた受動喫煙対策が必要です。）
  - ・ **ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の個室**
- ※上記の場所でも、施設のルールとして禁煙とされている場合はルールを守りましょう。



改正健康増進法では、屋内における望まない受動喫煙を防止するとともに、受動喫煙による健康影響の大きい子どもや患者などに配慮しており、医療機関や学校等は原則敷地内禁煙、それ以外の多数の方が利用する施設については原則屋内禁煙とされているんだ。第一種施設の敷地内を除く屋外などでの喫煙は禁止されていないけれど、喫煙をする際には望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しよう！

受動喫煙対策についてもっと知りたい方は、「[札幌市受動喫煙対策ハンドブック](#)」を札幌市公式ホームページで公開しているから確認してみようね！

そして、令和3年5月からたばこ対策に関する情報をお知らせしてきた「スーナからのお知らせ」は今回が最終回だよ！お知らせは終了するけど、これからもスーナは札幌市のたばこ対策の推進のために様々なことに取り組んでいくよ！またどこかでみなさんに会える日を楽しみにしているよ！



[↑ 配慮義務啓発ポスター](#)

